

令和 2 年

第 3 回七宗町議会臨時会会議録

令和 2 年 7 月 1 0 日

開 会 式	
局長（渡辺豊明君）	ただいまから、開会式を行います。一同ご起立願います。 始めに、議会議長あいさつ。
議長（林茂樹君）	<p>おはようございます。令和2年第3回七宗町議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただき厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症の収束もほど遠く感じる中、次の災害が起きています。夏の台風、豪雨災害の時期はスタートしたばかりですが、いきなり大きな災害となりました。九州地方では、死者や行方不明者も多数出ています。当県においても豪雨による家屋への浸水、道路の寸断等が発生しましたが、死傷者の報告はありません。災害については、これまでの常識が全く通用しない事態が起きています。政策についても、このへんのところを考えながら進めていかなければならないと思っています。</p> <p>このような状況の中で開催される当臨時会は、専決処分の承認をはじめ6案件が提案されています。これらの案件を慎重に審議するとともに、議長・副議長選挙、更には委員長、各委員の選任についても慎重に選出されることをお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。</p>
局長（渡辺豊明君）	続きまして、町長あいさつ。
町長（井戸敬二君）	<p>皆さんおはようございます。議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>議員各位におかれましては大変足下の悪い中、また、何かとお忙しい中お集まりをいただき誠にありがとうございます。まずもって、今回の梅雨前線の大雨によりお亡くなりになりました方々に対しましてお悔やみを申し上げます。九州地方はもちろんのこと、岐阜県におきましても高山市、下呂市等におきまして甚大なる被害が出ております。本町では8日に国道、県道が通行止めとなり、また、大崎地区におきまして飛驒川の増水により町道が浸水し、一時孤立状態となりました。また、麻生</p>

	<p>簡水場において取水ポンプが濁り水により詰まり、節水を呼びかけました。その他には現在のところ大きな被害報告はありませんが、落ち着き次第、各課におきまして点検をするよう指示しております。</p> <p>本臨時会に提出します案件は6件、そしてその後、議長・副議長選挙、各委員の選任であります。慎重に審議していただきますことをお願い申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>局長（渡辺豊明君）</p>	<p>それではここで、全員で町民憲章を朗読いたします。 （全員で町民憲章を朗読）</p>
<p>局長（渡辺豊明君）</p>	<p>ありがとうございました。これで、開会式を終わります。ご着席ください。</p>

令和2年第3回七宗町議会臨時会会議録	
招 集 年 月 日	令和2年7月10日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	7月10日 10時00分
出 席 議 員	1番 上野治美君、2番 大鋸利光君、3番 加納福明君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井徳一君、8番 林茂樹君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 井戸敬二君、副町長 岩田敏雄君、 教育長 早野稔君、総務課長 福井仁君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 長尾英司君、支所長 林佳成君、 農林課長 福井靖信君、土木建設課長 山田俊也君、 水道課長 加藤裕規君、会計管理者 山田直光君、 教育課長 佐伯義則君、監査委員 前島庚久君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 渡辺豊明君 記録 後藤美智代君
七宗町長提出議案の題目	
	承認第7号 専決処分について 七宗町特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について

	<p>議第 5 8 号 令和 2 年度七宗町一般会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議第 5 9 号 七宗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 6 0 号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 6 1 号 物品売買契約の締結について</p> <p>報告第 6 号 法人の経営状況について</p>
七宗町議会議員提出議案の題目（追加）	
	発議第 2 号 加納忠良議員に対する辞職勧告決議案
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	<p>日程第 1 . 会議録署名議員の指名</p> <p>日程第 2 . 会期の決定</p> <p>日程第 3 . 承認第 7 号 議第 5 8 号から議第 6 1 号まで 報告第 6 号</p> <p>日程第 4 . 議長辞職の件</p> <p>日程第 5 . 議長の選挙</p> <p>日程第 6 . 副議長辞職の件</p> <p>日程第 7 . 副議長の選挙</p> <p>日程第 8 . 常任委員会委員の選任</p> <p>日程第 9 . 議会運営委員会委員の選任</p> <p>日程第 1 0 . 発議第 2 号（追加）</p> <p>日程第 1 1 . 議会報編集委員会委員の選任（追加）</p>
会議録署名議員の指名	議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した。
	1 番 上野治美君 2 番 大鋸利光君
会期の決定について 会期は次の 1 日間に決定した。	
	令和 2 年 7 月 1 0 日

議 事 の 経 過	
開 議	10時05分
議長（林茂樹君）	<p>ただいまの出席議員は8名で定足数に達しております。したがって、令和2年第3回七宗町議会臨時会は成立しましたので開会いたします。</p> <p>本会議はマスク着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお願いいたします。また、議席番号4番 玉木幸治君においては、体調不良のため会議規則第103条の規定により杖の携帯を許可しましたので報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>諸般の報告、議事日程、本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表のとおりです。</p> <p>町長から本日付をもって、承認第7号、議第58号から議第61号まで、報告第6号の議案が提出されました。以上でございます。</p>
議長（林茂樹君）	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 上野治美君及び2番 大鋸利光君を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題にします。</p> <p>おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
議長（林茂樹君）	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いたしました。</p> <p>日程第3を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 井戸敬二君。</p>
町長（井戸敬二君）	<p>（提案説明のため登壇）</p> <p>本日、令和2年第3回七宗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご参</p>

集賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政の円滑な運営に格別のご支援とご協力をいただき、心より厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会にご提案いたします案件は、専決処分の承認を求めるもの1件、予算関係1件、条例関係2件、契約関係1件、報告関係1件の合わせて6件であります。

承認第7号 専決処分については、令和2年6月19日に専決処分しました七宗町特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について承認を求めるものであります。

これは、新型コロナウイルス感染症予防対策に充てる財源として、町長、副町長、教育長の6月の期末手当の1割をカットする条例を制定したものであります。

議第58号 令和2年度七宗町一般会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ971万8千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,921万円とするものであります。

歳入については、15款国庫支出金 912万7千円 16款県支出金 59万1千円のそれぞれ増額であります。歳出については、2款総務費 342万2千円、6款農林水産業費 27万1千円、10款教育費 57万9千円、14款予備費 544万6千円のそれぞれ増額であります。

議第59号 七宗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、関連条例の名称の改正等により一部改正するものであります。

議第60号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に関する保険税の減免等について一部改正するものであります。

議第61号 物品売買契約の締結については、7月6日に仮契約しました、上麻生小中学校・神淵小中学校タブレット端末購入について、議会の議決を求めるものであります。

報告第6号 法人の経営状況については、有限会社七宗町ふるさと開発の令和元年度の事業報告及び決算報告、令和2年度の事業計画及び財務計画を報告するものであります。

以上、提出案件に対するご説明をいたしました。ご審議の上、議決ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（林茂樹君）	<p>以上で、町長の提案説明を終わります。</p> <p>おはかりいたします。ただいま議題となっています承認第7号及び議第58号から議第61号までの各案件は一括議題とし、ただちに質疑、討論及び採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
議長（林茂樹君）	<p>異議なしと認めます。したがって、承認第7号及び議第58号から議第61号までの各案件はただちに質疑、討論及び採決することに決定しました。</p> <p>それでは、ただいま議題となっています各案件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>（あり）</p>
6番（加納忠良君）	議長。
議長（林茂樹君）	はい、加納忠良君。
6番（加納忠良君）	ここよろしいですか。
議長（林茂樹君）	はい、そこでいいです。
6番（加納忠良君）	<p>今、町長さんの方から補足説明をしていただきましたが、私はちょっと対応していただきたいなと思ったのはですね、特別職の職員の給与に関する条例で、新コロナに対する期末手当を10%減額というのは、これは私たちありがとうございますと言いたいんですけど、ただその次ですね、令和2年度の一般会計の補正予算に、当然これ6月の19日に専決処分されていますので、今の特別職の給与等については、ここに反映してですね、やっぱり金額等が町民の方に分かるようにするのが、僕はこれは筋ではないかなという意見は言わせていただきます。以上です。</p>
議長（林茂樹君）	はい、回答等ありますか。どうしますか。意見だけでいいですね。忠良議員、今のは意見だけでよろしいですね。

6 番（加納忠良君）	そうですね、その方がよろしいよということをお願いしたかったということです。
議長（林茂樹君）	はい、分かりました。はい。質疑というわけではなく意見として処理いたしますのでお願いいたします。 これで、質疑は終わります。 続きまして、討論を行います。反対討論から許します。反対討論はありませんか。 （なし）
議長（林茂樹君）	続いて、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。 （なし）
議長（林茂樹君）	ないようですので、これで討論は終わります。 これより、採決に入ります。 おはかりいたします。ただいま議題となっています承認第7号及び議第58号から議第61号までの各案件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 （全員起立）
議長（林茂樹君）	着席ください。全員起立であります。 したがって、承認第7号及び議第58号から議第61号までの各案件は、原案のとおり可決されました。 報告第6号については、報告として処理いたします。
6 番（加納忠良君）	議長。
議長（林茂樹君）	はい、忠良議員。
6 番（加納忠良君）	ここで述べさせていただきます。報告第6号 法人の経営状況について、私は承認できない意見を述べさせていただきます。 平成30年度当期純損。
議長（林茂樹君）	ちょっと、ちょっと止めます。ここでは、前回の全員協議会等で説明しておりますので、また詳しいことはね、また次の全協

	<p>等で詳しく説明するというのを全員協議会の中で確約しておりますので、確認しておりますので、ここでは処理したいと思っております。ただこれは全員協議会でまた、次から詳しくやっていくということは、また前回の全員協議会で述べておりますので、それでそこで慎重にというかね、詳しくまた説明聞きながら処理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>なら、よろしくお願いいたします。はい、すいません。</p>
議長（林茂樹君）	<p>それはこの前の全員協議会で確認しておりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。</p> <p>報告として処理いたします。</p> <p>ここで、私、議長の職を辞職したいので、辞職願を副議長に提出するため、これより暫時休憩いたします。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>すぐに戻って参りますので、しばらくお待ちください。</p>
	<p style="text-align: center;">休憩 10時15分</p> <p style="text-align: center;">< ></p> <p style="text-align: center;">再開 10時19分</p>
副議長（中島寛直君）	<p>それではただいまから、議長から議長の辞職願が提出されましたので、私が代わって議長席に着きましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>日程第4、議長の辞職の件を議題といたします。</p> <p>地方自治法第117条の規定によって、林茂樹君の退場を求めます。</p> <p>（林茂樹君 退場）</p>
副議長（中島寛直君）	<p>ただいまから、議長 林茂樹君から議長の辞職願が提出されましたので、事務局長に辞職願を朗読させます。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>（朗読）</p> <p>令和2年7月10日、七宗町議会副議長 中島寛直様、七宗町議会議長 林茂樹。辞職願 このたび、私約により議長を辞職し</p>

	たいので、七宗町議会会議規則第98条第1項の規定により許可されるようお願いいたします。すみません、されるようお願い出ます。以上でございます。
副議長（中島寛直君）	おはかりいたします。ただいま、事務局長が朗読しましたとおり、林茂樹君の議長の辞職を許可することを異議ありませんか。＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞
副議長（中島寛直君）	異議なしと認めます。したがって、林茂樹君の議長の辞職を許可することに決定しました。 （林茂樹君 入場）
副議長（中島寛直君）	ただいま、林茂樹君の議長の辞職を許可しましたので、日程第5、議長の選挙を行います。 選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉鎖してください。
局長（渡辺豊明君）	（議場を閉める）
副議長（中島寛直君）	ただいまの出席議員数は、8名です。 次に、立会人の指名をします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人を加納福明君及び玉木幸治君を指名します。 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名でお願いします。
局長（渡辺豊明君）	（投票用紙の配布）
副議長（中島寛直君）	投票用紙の配布漏れは、ありませんか。 （なし）
副議長（中島寛直君）	配布漏れなしと認めます。投票箱の点検を行います。議場及び議長に向けて投票箱の点検をお願いします。
局長（渡辺豊明君）	（議場及び議長に向け投票箱の点検）
副議長（中島寛直君）	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼

	び上げますので、順番に投票願います。私はこの席から投票します。
局長（渡辺豊明君）	（点呼）（投票） 1番 上野治美議員、2番 大鋸利光議員、3番 加納福明議員、4番 玉木幸治議員、6番 加納忠良議員、7番 福井徳一議員、8番 林茂樹議員、5番 中島寛直議員。
副議長（中島寛直君）	投票漏れは、ありませんか。 （なし）
副議長（中島寛直君）	投票漏れなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。加納福明議員、玉木幸治議員。開票の立ち会いをお願いします。 （開票）
副議長（中島寛直君）	ただいまより、選挙の結果を報告します。 投票総数8票、有効投票8、無効投票ゼロ。投票結果、林茂樹君5票、玉木幸治君2票、中島寛直1票。有効投票のうち林茂樹君が5票、玉木幸治君が2票、中島寛直君が1票。以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は、2票です。したがって、林茂樹君が議長に当選されました。 議場の出入口を開けてください。
局長（渡辺豊明君）	（議場を開く）
副議長（中島寛直君）	ただいま、議長に当選された林茂樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選者 林茂樹君、当選承諾及びあいさつをお願いします。
議長（林茂樹君）	（当選承諾及びあいさつのため登壇） ただいまはありがとうございました。当選を承諾いたしまして議長就任にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。 このたび、皆様方のご推挙によりまして議長という要職に就くことになりました。身に余る光栄と感謝いたします。皆様方の

	<p>ご推挙を受けたうえは、一身を挺してそのご厚志に報いる覚悟であります。</p> <p>議会は町の発展と町民の生活を少しでも豊かにさせる立場に立って議論を重ね、行政と議会との車の両輪として機能を果たして行政の施策をチェックし、政策提言をしなければならないと考えております。議長といたしましてはそのような機能を果たす議会にしたいと思っております。</p> <p>皆様方のご支援とご鞭撻をお願いいたしまして、議長就任のあいさついたします。どうもありがとうございました。</p>
副議長（中島寛直君）	<p>どうも、ご協力ありがとうございました。議長を交替させていただきますとともに、私、副議長の職を辞職したいので、辞職願を議長に提出するため、暫時休憩いたします。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>すぐに戻って参りますので、しばらくお待ちください。</p>
	<p style="text-align: center;">休憩 10時34分</p> <p style="text-align: center;">< ></p> <p style="text-align: center;">再開 10時37分</p>
議長（林茂樹君）	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。議事進行に皆様方の絶大なご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。</p> <p>日程第6、副議長の辞職の件を議題とします。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、中島寛直君の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（中島寛直君 退場）</p>
議長（林茂樹君）	<p>副議長 中島寛直君から副議長の辞職願が提出されていますので、事務局長に辞職願を朗読させます。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>（朗読）</p> <p>令和2年7月10日、七宗町議会議長 林茂樹様、七宗町議会副議長 中島寛直。辞職願 このたび、私約により副議長を辞職したいので、七宗町議会会議規則第98条第1項の規定により許可されるようお願い出ます。以上でございます。</p>

議長（林茂樹君）	おはかりいたします。ただいま、事務局長が朗読しましたとおり、中島寛直君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。 ＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞
議長（林茂樹君）	異議なしと認めます。したがって、中島寛直君の副議長の辞職を許可することに決定しました。 （中島寛直君 入場）
議長（林茂樹君）	ただいま、中島寛直君の副議長の辞職を許可しましたので、日程第7、副議長の選挙を行います。 選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。
局長（渡辺豊明君）	（議場を閉める）
議長（林茂樹君）	ただいまの出席議員数は、8名です。 次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中島寛直君及び加納忠良君を指名いたします。 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。
局長（渡辺豊明君）	（投票用紙の配布）
議長（林茂樹君）	投票用紙の配布漏れは、ありませんか。 （なし）
議長（林茂樹君）	配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。
局長（渡辺豊明君）	（議場及び議長に向け投票箱の点検）
議長（林茂樹君）	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。私はこの席から投票いたします。
局長（渡辺豊明君）	（点呼） （投票）

	1番 上野治美議員、2番 大鋸利光議員、3番 加納福明議員、4番 玉木幸治議員、5番 中島寛直議員、6番 加納忠良議員、7番 福井徳一議員、8番 林茂樹議員、
議長（林茂樹君）	投票漏れは、ありませんか。 (なし)
議長（林茂樹君）	投票漏れなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。中島寛直君及び加納忠良君。開票の立ち会いをお願いします。 (開票)
議長（林茂樹君）	ただいまより、選挙の結果を報告いたします。 投票総数8票、有効投票数8票、無効票0票です。有効投票数のうち、中島寛直君5票、玉木幸治君2票、大鋸利光君1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、2票です。したがって、中島寛直君が副議長に当選されました。 議場の出入口を開きます。
局長（渡辺豊明君）	(議場を開く)
議長（林茂樹君）	ただいま副議長に当選されました中島寛直君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。それでは、当選者の中島寛直君、副議長の当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。
副議長（中島寛直君） 議長（林茂樹君）	(当選承諾及びあいさつのため登壇) ただいま副議長に就任しました中島寛直です。副議長就任にあたり、一言述べさせていただきます。 議長が進められている議員議会の改革を補佐し、今、日本経済を混乱状態にしている様々な問題に対し、対応できるような議会を目指し、我々議員は町民の意向に沿う方針を理解し、行政の政策を支援し、議員としての立場を保持していきたいと考えております。甚だ簡単でございますが、あいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。 日程第8、常任委員会委員の選任を行います。

	<p>総務建設常任委員会委員及び教育民生常任委員会委員は、委員会条例第2条の定数が8名のため、それぞれ議員全員が委員となりますので、総務建設常任委員会委員及び教育民生常任委員会委員のお名前を事務局長より発表させます。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>（発表）</p> <p>総務建設常任委員会委員及び教育民生常任委員会委員、それぞれ8名でございます。上野治美議員、大鋸利光議員、加納福明議員、玉木幸治議員、中島寛直議員、加納忠良議員、福井徳一議員、林茂樹議員。以上でございます。</p>
議長（林茂樹君）	<p>おはかりいたします。ただいま、発表しましたとおり、総務建設常任委員会委員及び教育民生常任委員会委員に指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
議長（林茂樹君）	<p>異議なしと認めます。したがって、ただいま発表しましたとおり、総務建設常任委員会委員及び教育民生常任委員会委員に選任することに決定いたしました。</p> <p>これより、各常任委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>お知らせいたします。これより、各常任委員会及び全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は委員会室にお集まりください。再開時刻につきましては、館内放送にて連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
	<p style="text-align: center;">休憩 10時50分</p> <p style="text-align: center;">< ></p> <p style="text-align: center;">再開 11時20分</p>
議長（林茂樹君）	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>委員会条例第8条第2項の規定によって、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会の委員長及び副委員長の互選しましたので、事務局長より発表させます。</p>

局長（渡辺豊明君）	（発表） 総務建設常任委員会委員長 玉木幸治議員、副委員長 大鋸利光議員。教育民生常任委員会委員長 加納福明議員、副委員長 上野治美議員。以上でございます。
議長（林茂樹君）	これで、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会の正副委員長の発表は終わります。 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います おはかりいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長において指名することにしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（林茂樹君）	異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任については、議長において指名することに決定しました。 それでは、ただいまから委員を事務局長より発表させます。
局長（渡辺豊明君）	（発表） 議会運営委員会委員3名でございます。大鋸利光議員、玉木幸治議員、福井徳一議員。以上でございます。
議長（林茂樹君）	おはかりいたします。ただいま、事務局長が発表しましたとおり、議会運営委員会委員に指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（林茂樹君）	異議なしと認めます。したがって、発表しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。 これより、議会運営委員会の正副委員長互選のため、委員会を開きますので暫時休憩いたします。
局長（渡辺豊明君）	お知らせいたします。これより、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様は委員会室にお集まりください。その他の皆様はこのままこの場でお待ちください。
	休憩 11時22分

	< 再開 11時25分 >
議長（林茂樹君）	休憩前に引き続き、会議を開きます。 委員会条例第8条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選しましたので、事務局長より発表させます。
局長（渡辺豊明君）	（発表） 議会運営委員会委員長 大鋸利光議員、副委員長 玉木幸治議員。以上でございます。
議長（林茂樹君）	これで、議会運営委員会の正副委員長の発表を終わります。 それではここで、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。
局長（渡辺豊明君）	お知らせいたします。これより、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様は委員会室にお集まりください。その他の皆様はこのままこの場でお待ちください。
	休憩 11時26分 < 再開 11時37分 >
議長（林茂樹君）	大変お待たせいたしました。 ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。 おはかりいたします。本日の議事日程に、ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、日程第10及び日程第11を追加したいと思います。これにご異議ございませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（林茂樹君）	異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程に日程第10及び日程第11を追加することに決定しました。 諸般の報告を事務局長より行います。
局長（渡辺豊明君）	諸般の報告、日程第10、議員発議によります発議第2号 加納

	忠良議員に対する辞職勧告決議案、1件の追加提案がありました。以上でございます。
議長（林茂樹君）	<p>日程第10、発議第2号 加納忠良議員に対する辞職勧告決議案を議題とします。</p> <p>ここで、地方自治法第117条の規定により、加納忠良議員の退場を求めます。</p> <p>（加納忠良君 退場）</p>
議長（林茂樹君）	<p>議員発案によります追加提案が発議第2号でありましたので、提出者の説明を求めます。</p> <p>7番 福井徳一君。</p>
7番（福井徳一君）	<p>（提案理由の説明のため登壇）</p> <p>発議を行います前に同僚議員に対しこの発議を行うこと、非常に苦渋の決断をしたわけですが、こうした結果となったことを非常に残念には思いますが、発議を行います。</p> <p>発議第2号、令和2年7月10日、七宗町議会議長 林茂樹様、提出者 七宗町議会議員 福井徳一、賛成者 七宗町議会議員 中島寛直、賛成者 七宗町議会議員 大鋸利光。加納忠良議員に対する辞職勧告決議案。上記決議を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出をいたします。</p> <p>加納忠良議員に対する辞職勧告決議。</p> <p>加納忠良議員は、自身の一般質問の一部について、議長が許可しなかったことに憤慨し、その不許可となった質問を自身が発行する新聞折り込みの紙面上に掲載し、本来公表すべきではないものを公表した。また、この質問に関しては、内容が個人的なことで地方公共団体の権限外であることや、上級機関からの指導を受けて不許可にしたものであり、自身も十分承知していたにも拘わらず、議長の個人判断で一般質問を止めさせた事実とは異なる表現となっている。これらは、議員としての倫理観に欠けるとともに議会の代表である議長を貶める行為であり、断じて許せるものではない。</p> <p>なお、最新の新聞折り込みには、役場の封筒によって郵送されたというだけで、確証もなく町職員と思われる人から内部告発があったと掲載したことは、町職員が今後言われなき誹謗中傷</p>

にさらされる可能性もあり、議員として甚だ配慮に欠けた軽率な行為であります。

そして、当該議員の一般質問は、毎回、七宗町議会申し合わせ事項（平成28年9月1日）で取り決めのある「一般質問は、通告書の内容に沿った質問とし、関連質問は許可しない。また、再質問を前提とした質問はしない。」を完全に無視したもので、議員としての自覚と資質に欠け議会のルールを守れていない。また、教育長任命の同意案審議時においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に抵触している旨の質問を發し、町執行部が法律に抵触していない理由を再三答弁したにも拘わらず、法律に違反、法律を無視などと言い放ったまま、自身の発言を撤回することも取り消すことも謝ることもせず、あたかも町執行部が違法な人事をしていると決めつけたままの状態であり、反省することのない態度は許しがたきものと言える。

更に、令和元年第5回定例会の發議第2号の提案時においては、議長の発言中止指示に従わず、補足説明と称して発言を続行し、その上その内容は、補足説明とは言えないもので、個人に対しての批判をまくし立てるだけの内容で、議会の秩序を乱すとともに品位を汚す行為であった。

全員協議会の場でも、当該議員の発言の本質は個人的な怨恨であり、それを指摘されたり意見を言われると、激昂して間違いだと決めつけ、勉強不足だと無礼な言葉を何度も發して討論を遮ったり、自身が選任に同意した代表監査委員に対しても人格に問題がある、辞職するべきだと断言するなど、議員としての自覚と資質を著しく欠いている。

また、当該議員は、「町の課題・問題と議員」と称する新聞折り込みを發行し、不許可となった一般質問を公表したり、事実を自身に非のある部分や経緯等を割愛したり前後させ、都合のいいように文面を仕上げ発信している。これは、活動報告や一般行政に対する批判の範疇を超えて、議会及び町並びに関係機関等をも巻き込み、七宗町を混乱させ多方面へ悪影響を及ぼすような状況を作っている。

こうした加納忠良議員の一連の行為は、議員としての自覚と資質に著しく欠け、当議会の信用を大きく失墜させており、今後も繰り返される可能性が非常に高く、これ以上看過することはできない。

	<p>よって、我々は加納忠良議員に対し、速やかに議員を辞職するよう勧告する。</p> <p>令和2年7月10日、岐阜県七宗町議会。以上であります。</p>
議長（林茂樹君）	<p>おはかりいたします。ただいま議題となっております発議第2号加納忠良議員に対する辞職勧告決議案は、ただちに質疑、討論及び採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
議長（林茂樹君）	<p>異議なしと認めます。したがって、本案はただちに質疑、討論及び採決することに決定しました。</p> <p>それでは、ただいまから発議第2号の案件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>（あり）</p>
4番（玉木幸治君）	議長。
議長（林茂樹君）	はい、玉木議員。
4番（玉木幸治君）	<p>4番 玉木幸治です。ただいま福井議員から提案説明がありました発議第2号 加納忠良議員に対する辞職勧告決議案について、若干の質問を行いたいと思います。</p> <p>本決議案は、町議会議員としてのその品格を疑問視されるに止まらず、議会全体の品質と倫理意識が問われ、町議会としても看過できない事件に対し、議員辞職勧告の決議をするものであります。</p> <p>議員辞職勧告決議の提出される市町村の実例につきましては、議会基本条例及び政治的倫理基準並びに議会規則等に基づき、辞職勧告決議案が提出されます。なおその後、議決されております。</p> <p>私は、今回の辞職勧告決議について、全員協議会等での町議会会議規則に準じて処分の意見を申し上げましたが、残念ながら議論されずこのような結果となりました。令和2年第3回臨時議会に法的根拠も無く歴史的に残る異例的な決議案が提出されましたが、辞職勧告決議案の提出にあたりその理由と経緯をお聞きしたく思います。以上であります。</p>

7 番（福井徳一君）	はい、議長。
議長（林茂樹君）	はい、福井議員。
7 番（福井徳一君）	今、玉木議員からの質問がございました。ただいま先ほど述べましたような一連の言動等々につきましては、その都度、議長あるいは議員さん方からいろんな忠告をしたわけでございますが、先ほども述べましたように多方面に大きな影響を及ぼす。なかなか改善されなく、そのまままたこのまま続行されるというようなことでありました。そしてまた、全員協議会等におきましても、この問題を最終的には7月6日の全員協議会においても、この文面をそのまま本人に提出したわけでございますが、そこでこういったことを本当は提出したくない、出したくないということも申し添えました。しかし、そういった言葉も遮り本人は何らこのことに対して弁明、あるいは改善するというご意思が伝わってこなかった。そういったことで最終的にここに苦渋の決断をしたという経過でございます。
4 番（玉木幸治君）	議長。
議長（林茂樹君）	はい。
4 番（玉木幸治君）	どうもありがとうございました。いろいろ経緯等聞けまして、どうもありがとうございました。以上で終わります。
議長（林茂樹君）	これで、質疑は終わります。 続きまして、討論を行います。反対討論から許します。反対討論はありませんか。 (あり)
4 番（玉木幸治君）	はい、議長。
議長（林茂樹君）	はい。玉木議員。
4 番（玉木幸治君）	(反対討論)

それでは、加納忠良議員に対する辞職勧告決議に反対の立場から討論いたします。

本決議案は、町議会議員としてもその品格を疑問視されるに止まらず、町議会全体の品格と倫理意識が問われていると言っても過言ではありません。誠に町議会としても看過できない事件に対して、同議員に議員辞職勧告の決議をするものであります。言うまでもなく、地方議会は日本国憲法で定められた議事機関であり、選挙により選ばれた各議員が、地方自治体の本旨に基づいて、言論の府たる議会の秩序を守るべき職責を負うこと。同時に、言論の府である議会においては、会議規則のように一定のルールに従ったうえで、発言の自由が保障されなければならないことは当然であると思います。したがって、議会は言論の府であるからこそ、議員に自らの発言を厳しく律し、無責任な発言を慎み、言葉に慎重でなければならない責任があります。不適切な発言に対しては、やはり会議規則に基づいて発言の主旨や背景、発言の影響等を、時間をかけて慎重に調査し、十分な審査と議論を尽くして、発言の取り消し、議事録からの削除等の処理を行われなければなりません。

加納忠良議員の以上のような不適切な発言等に対し、議会はどのように対応すべきかについて私の考えを述べたいと思います。

私たち議員は、議会での問題発言や問題行動に対する処分については、会議規則に基づいて認定し、同規則に基づいて厳密に対応しなければならないということは言うまでもありません。本件につきましては、七宗町議会会議規則第6章発言、発言内容の制限第54条、発言の取り消し又は訂正第64条、同会議規則の第12章規律、第102条品位の尊重に「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議会の品位とは何かといいますと、一般的に誹謗中傷、無礼のことば、差別的発言、個人の人格を傷つける発言や犯罪、あるいは犯罪的な社会的信用の失墜などに係わるものであるとされています。

以上のことから、同議会規則の規程により処分することが妥当であり、議員辞職勧告決議そのもの不当と考えます。

議員辞職勧告決議は選挙によって有権者からその権能と身分を負託された議員に対して、一議員が辞職を強要するということの重大性を考えなければなりません。議員辞職勧告決議は、議

員の身分や名誉に深くかかわる大変重い議案であることから、専門の調査委員会を立ち上げ、時には何カ月もの慎重な調査と議論を尽くして提出されるべきのものであって、軽々しく提出されるものではないと考えます。

また、ご存知のとおり、議員辞職勧告決議は成立しても効力はなく、かえって議会の権威が損なわれることもあるとの助言が出されていることも真剣に受け止めなければならないことでもあります。そのうえで、議員辞職勧告決議案には問題点があるところのように指摘しているところでもあります。法的な問題についていえば、地方自治法には議員辞職勧告決議についての規定はありません。法律上認められ、規定された議案ではないので、単なる議会の意思決定を求める議案ということになります。しかし、議員は議案提出権があるからといって、なんでも提案してよいというものではありません。選挙で有権者から支持され当選した議員に対し、議員が辞職を強要することになる議員辞職勧告決議は議会においてはふさわしくないものとされております。当該議員が議員として適当か不適当かは、選挙した有権者、町民が判断すべきことであります。選挙された議員が同じく選挙された議員についての適、不適を判断する権限はありません。それは4年毎に行われる選挙で、有権者が判断すべきことであるからです。

その他、議員辞職勧告決議の問題点として4つが指摘されております。1つ目が議員の任期4年は法律で保障されています。2つ目に議会が辞職勧告決議案を可決しても法的拘束力はありません。3番目に当該議員が辞職勧告決議に従わなかった場合、議会の権威が低下すること。4つ目に不祥事件で逮捕された議員が議会の議決に従って辞職したとき、仮に将来無罪であることが確定した場合、議員の資格や名誉を回復させる手段がないとなるわけです。

これらのことから、加納忠良議員に対する議員辞職勧告決議案の提出には賛成できません。

不祥事件を起こした議員は、自らが住民代表の議員として適、不適のいずれかであるかを判断する必要があります。どういう方法で政治的責任をとるかは、当該議員が決めることであり、議会や同僚議員が辞職勧告決議で議員を強要すべきことではありません。

	<p>一般的に、議員辞職勧告決議案の取扱いをめぐって、議員間が対立し、議会本来の使命である議案の審議が停滞する事例も報告されていますが、これでは議会が住民の信頼を失うことになりかねません。本人の弁明をはじめ、参考人の意見を聴き、議員辞職勧告決議の法的性格、妥当性等を当該議員だけの問題ではなく、歴史に残る議会の意思決定として適当であるかを掘り下げて論議することが求められています。</p> <p>当該議案に対する質疑において、議員辞職勧告決議についての行政実例の中では、一議員の辞職勧告を議員提案として発議することについて、議会はこれを議決すべき事件として取り上げられているのかという質疑で、昭和26年大牟田市議会が質問に対し、当時の自治省の行政課長が「地方自治法第112条の『議会の議決すべき事件』には該当しない。なお、機関意思の決定としての議決としても適当ではない。」と回答しています。</p> <p>最後に、加納忠良議員に対する安易な辞職勧告決議の提出は、議員としての見識にかかわるとともに、議会の品位と権威を傷つけかねない行為というほかはありません。また、質疑でも明らかかなように、重大な誤りを含む議案を決議することは議会の品位を貶めることになりかねない。</p> <p>以上の指摘によって、今回の加納忠良議員に対する議員辞職勧告決議も不当なものであり、異常な対応だということを指摘し、私の反対討論といたします。以上であります。</p>
議長（林茂樹君）	<p>続いて、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。（あり）</p>
5番（中島寛直君）	<p>はい、議長。</p>
議長（林茂樹君）	<p>はい、中島寛直議員。</p>
5番（中島寛直君）	<p>（賛成討論）</p> <p>5番 中島寛直。発議第2号に関して、賛成意見を述べます。ただ今、提案者である福井徳一議員の提案に私は全面的に賛成するものであります。</p> <p>加納忠良議員は、代表監査委員の選任同意案に対して、何一つ異議を申し立てることもなく、意見を申し述べることもなく同</p>

	<p>意に賛成したにもかかわらず、今になって、自身と代表監査委員がかかわっていた7年も前の出来事が問題として、代表監査委員としての資質に問題があると断言し、辞職するべきだと公言しています。議会は団体意志を決定する機関としての議員の合議体であり、我々議員一人ひとりには、議決権や同意権など、責任ある大きな権限を与えられているため、提出議案等に対する表決に対しては、慎重審議、熟慮に熟慮を重ねてその権限を行使するものであります。</p> <p>こうしたことから、選任同意を審議する際に、自身がかかわっていて問題視としなかった事柄を、今になって過去のことが問題だと言い放ち、選任同意に賛成を投じたにもかかわらず、監査委員を辞めるべきだと公然と言うことは、一般的に考えても理解できるものではありません。</p> <p>加納忠良議員は、40年以上も七宗町職員として住民の福祉の向上に邁進してこられ、我々議員や後輩にあたる町職員の、よき相談者であり、よき指導者として大いに寄与してくれるものと期待しておりましたが、昨年7月の改選以来、期待は裏切られ、自身の怨恨を晴らすために、なりふり構わない行為に及んでいることを、非常に残念でなりません。</p> <p>この1年間、先程の提案理由でも述べられたように、幾度となく加納忠良議員には意見や指摘を申し上げて参りましたが、聞く耳を持たず、独りよがりの正義感をかざし続ける行為には目に余るものがあり、もはや辞職を勧告するほかないと思ひ、私の賛成意見とさせていただきます。以上です。</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>ありがとうございました。これより、発議第2号の案件を採決します。この採決は起立によって行います。</p> <p>この決議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （賛成者起立）</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>着席ください。起立多数です。</p> <p>したがって、加納忠良議員に対する辞職勧告決議案は、可決されました。</p> <p>ここで、加納忠良君の入場を認めます。 （加納忠良君 入場）</p>

議長（林茂樹君）	ここで、加納忠良君に起立を求めます。 発議第2号 加納忠良議員に対する辞職勧告決議案が可決されたことを報告します。 加納忠良君の弁明を許可いたします。
6番（加納忠良君）	ここでいいですか。
議長（林茂樹君）	そこでいいです、その場で。
6番（加納忠良君）	提出者 福井徳一議員、賛成者両2名の議員に問いかけます。 議員勧告決議について、すいません辞職勧告決議については、地方自治法、七宗町議会会議規則等の根拠を示していただきたい。全国の。
議長（林茂樹君）	ちょっと待ってくださいね。辞職勧告決議案に対する弁明ですので、それにこの前も何度も言っておりますように、全員協議会でも確認しましたように、まずこの弁明をお願いいたします。それ以外については認めませんので。これは何度も通告しておりますのでよろしくお願いします。
6番（加納忠良君）	議長さん、この前全協で言いましたように、皆さん許可してもらいました。5分以内で弁明するという。
議長（林茂樹君）	特に辞職勧告決議案に対する弁明ね、他の部分については、あまりと言うか触れないでお願いします。
6番（加納忠良君）	全国の議員辞職勧告の根拠は、該当する議員が刑事事件を犯した場合です。私が刑事事件を犯しましたか。新聞折り込みの紙面上に掲載し、本来公表すべきではないものとは何なのですか。それに該当するものはありません。上級機関からの指導を受けて不許可にしたとは何なのか、具体的に述べてください。 役場の封筒によって、七宗郵便局より配達がありました。町職員が誹謗中傷にさらされる。
議長（林茂樹君）	ちょっと確認します。弁明とは相手の非難などに対して誤解を解くよう事実を説明することにあります。弁解は違いますので

	<p>弁解じゃなくて弁明として許可いたしますのでよろしくお願ひします。これについては。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>ようは提出者であります私に対する内容について、間違いがあればそれは私は正してまずは言わなんですので、それを言わさせてもらいたいということです。</p>
議長（林茂樹君）	<p>それを説明してください、間違いだということを説明してください。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>町職員が誹謗中傷にさらされる可能性はありません。なぜなら指摘を受けているのは井戸町長、代表監査委員 前島庚久氏であります。町政一般質問は行政の全般について正すことであり、質問に対する答弁が不足しているため再質問をしています。教育長任命の同意案審議時に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に抵触している旨の質問は。</p>
議長（林茂樹君）	<p>ちょっとストップしてください、ちょっとストップしてください。ちょっと協議しますので、ちょっとストップしてください。ちょっと暫時休憩いたします。</p>
議長（林茂樹君）	<p>再度言いますが、弁明とはですねちょっと待ってくださいね。この辞職勧告決議、決議に対してやっぱり例えば弁明ね、間違っているとかそのようなことを説明していただくこととなります。事実を言ってください。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>議長さん、私は徳一議員さんが言われた文書についてひとつひとつ間違いを正していくわけですので、これは議長さん許していただかないと。</p>
議長（林茂樹君）	<p>ちょっとストップしてください。論議します。</p>
議長（林茂樹君）	<p>再度繰り返します。弁明と弁解とありますが、弁明は今提案されましたね、決議されました。それに対してどうであったかという弁解ではありませんので、弁明ですので事実についてどうであったかということを説明していただきたいと思ひますの</p>

	<p>で、事実はどうであったかそれが弁明ですのでお願いします。弁解ではないです、弁明を認めておりますので。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>ですから事実を私が伝えているんですから、これは何も事務局長さんがどういうアドバイスをされているか知りませんが、続けさせていただきます。</p> <p>教育民生委員長 玉木議員の質問に関連して私は述べたものでございます。令和元年度第5回定例会の発議2号の関連した発言は、町監査委員が第3セクター七宗町ふるさと開発の顧問や幹事をやっている事実を。</p>
議長（林茂樹君）	<p>それも、ここにはありませんので。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>議長おかしいじゃないですか、提案している徳一議員さんが言っていることが間違っているということを僕が言っとるんですからお願いします。</p> <p>中島副議長が議会での議論を熟視しないで当然として発言をされた。</p>
議長（林茂樹君）	<p>先ほども言いましたが、今の弁明は会議規則第54条の規定によりですね、弁明の範囲を超えておりますので規定により発言を禁止したいと思えます。弁明ではありません、弁解です。このへんのところははっきり。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>議長さん、あくまでも中立で。</p>
議長（林茂樹君）	<p>中立です、中立です。</p>
6 番（加納忠良君）	<p>議長さんは地方自治法等による議会自体の権威と議長の中立性と尊厳性を一脱した行為であります。</p> <p>ここの町議会議員の中に、懲戒処分を当時議長から受けた議員がいます。公職選挙法第199条の2による公職の候補者等の寄附の禁止に抵触すると思われる行為した議員がみえます。過去に教育課に関係する民俗資料等の補助金の不明朗な事務のため、複数年の補助金の返還に関わった議員もいます。</p>

議長（林茂樹君）	ちょっとストップします。ちょっと待ってください、審議します。
6番（加納忠良君）	関係ないということないで、そんなこと言ったらあかんて。こっちは必死なんやで。
6番（加納忠良君）	議長、おまえ自分が。最後にまとめます。
議長（林茂樹君）	先ほども何度も繰り返しておりますが、弁明と弁解とは違います。許可しているのは弁明であります。何度も注意しておりますが、関係ないことも発言されております。したがってですね、先ほど来注意しておりますが、議長の命令に従わないので地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまでですね、議場の外に退去を命じます。
6番（加納忠良君）	私の名誉を回復するために。
議長（林茂樹君）	命じます、これは命じます。
6番（加納忠良君）	私は発議者、今の提案した議員、福井徳一議員。
議長（林茂樹君）	ちょっと止めます。議会運営委員会を開催しますので、集まってください。
6番（加納忠良君）	議長さんほんとね、中立でなけなあかんよ。議長さんは。
議長（林茂樹君）	中立です、中立です。
6番（加納忠良君）	全部あの、町長とか前島監査委員の見方になっているということは。
議長（林茂樹君）	ちょっとストップします。止めます、止めます。 そしたら再三通告しますが、加納議員に申し上げますが、先ほども議会運営委員会でも確認してきましたが、注意しました。それでなお議長の命令に従えない場合は、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまで議場の外に退去

	を命じます。退去を命じます、議長の責任で退去を命じます。
6 番（加納忠良君）	議長ほんと。
議長（林茂樹君）	あとの弁明は聞きません。議長の退去を命じます。
6 番（加納忠良君）	いいですまた、新聞等で私は。
議長（林茂樹君）	はい、どれだけでもいいです。議長の退去を命じます。議長から退去を命じます。再三弁明と弁解のことは確認しましたし、この前全協でもね、弁明は認めますということは発言しておきました。以上でありますのでよろしくお願ひします。退去を命じます。 (加納忠良君 退場)
7 番（福井徳一君）	議長よろしいですか。
議長（林茂樹君）	少々お待ち願ひます。 それではこれで弁明を許可いたしましたでしたが、弁明として許可いたしました。ただし弁解になっておりましたし、他のことも発言にちょいちょい出てきましたので許可をしませんでした。そして、最終的に何度も繰り返しましたので議会規則によって、自治法の第129条第1項の規定により本日の会議が終わるまで議場の外に退去を命じました。以上であります。 これで、弁明は終わります。
7 番（福井徳一君）	はい。
議長（林茂樹君）	徳一議員。
7 番（福井徳一君）	よろしいですか。
議長（林茂樹君）	はい。
7 番（福井徳一君）	今、加納議員さんの弁明ということで、時間を取られてましたが、私発案者としましては、今述べられたようなこの弁明の機

	<p>会というのは十分今まで時間を作って、また全協においても先ほど述べましたが、7月6日最終的な全協においても、今日の提出した資料を本人に見せまして、そこでも先ほど言いましたが、そこで今日述べられたようなこととか、述べたいこととかいろいろなこともあったと思いますけど、そこで述べてここに書いたようなことを、今後気をつけますとか、いろんな改正をしますというようなことがあれば、こっちの発案者としてもこれを取り下げるということも7月6日の全協で私言っておりますが、しかし、その言葉も途中で止めてしまったという状況でございましたので、先ほどの議決可決をもって終了していただきたいなと思うところであります。以上でございます。</p>
議長（林茂樹君）	<p>はい、ありがとうございました。 以上で弁明の補足の意見として取り上げまして、これで終わりたいと思います。 続きまして日程第11、議会報編集委員会委員の選任を行います。おはかりいたします。議会報編集委員会委員の選任については、議会報発行に関する条例第3条第4項の規定によって、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
議長（林茂樹君）	<p>異議なしと認めます。したがって、議会報編集委員会委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。それでは、ただいまから委員を事務局長より発表させます。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>（発表） 委員会の構成は、委員3名と正副議長の5名となります。 委員は、上野治美議員、大鋸利光議員、加納福明議員の3名と、議長の林茂樹議員と副議長の中島寛直議員の5名です。</p>
議長（林茂樹君）	<p>おはかりいたします。ただいま、事務局長が発表しましたとおり、議会報編集委員会委員に指名したいと思います。これに異議ございませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり></p>

議長（林茂樹君）	<p>異議なしと認めます。したがって、発表しましたとおり議会報編集委員会委員に選任することに決定いたしました。</p> <p>これより、議会報編集委員会の正副委員長互選のため、委員会を開きますので暫時休憩いたします。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>お知らせいたします。これより議会報編集委員会を開催いたしますので、委員の皆様は委員会室にお集まりください。その他の皆様はこのままこの場でお待ちください。</p>
	<p style="text-align: center;">休憩 12時21分</p> <p style="text-align: center;">< ></p> <p style="text-align: center;">再開 12時24分</p>
議長（林茂樹君）	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>委員会条例第4条第2項の規定によって、議会報編集委員会の委員長及び副委員長を互選しましたので、事務局長より発表させます。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>（発表）</p> <p>議会報編集委員会委員長 大鋸利光議員、副委員長 加納福明議員。以上でございます。</p>
議長（林茂樹君）	<p>これで、議会報編集委員会の正副委員長の発表を終わります。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和2年第3回七宗町議会臨時会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（12時25分 閉会）</p>

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 林 茂 樹

副 議 長 中 島 寛 直

署名議員 大 鋸 利 光

署名議員 上 野 治 美

閉 会 式	
局長（渡辺豊明君）	ただいまから、閉会式を行います。一同ご起立願います。 始めに、議会議長あいさつ。
議長（林茂樹君）	閉会のごあいさつを申し上げます。 本日の臨時会お疲れ様でした。私も大変疲れました。提案されました議案に対しまして、慎重に審議していただきまして誠にありがとうございました。また、皆様の協力をありがとうございました。辞職勧告決議案が発議、可決されました。当議会では初めてのことであります。また、最近のこの地域でもあまり聞いたことがありません。今後、町民の方々からも詳しい内容や経過や質問があると思いますが、丁寧に対応してやっぱり正当性をね、示していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 今議会で2期目に入りました。常任委員長、各委員も決定しました。皆様方には健康に留意されて、更なる町の発展のために邁進していただきたくことをお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。本日はありがとうございました。
局長（渡辺豊明君）	続きまして、町長あいさつ。
町長（井戸敬二君）	閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 提出いたしました案件に対しまして、慎重に審議され議決ご決定賜りましたことに厚くお礼申し上げます。 今回、議員発議で七宗始まって以来初の議員辞職勧告決議が可決されました。私といたしましても、議員各位の英断に敬意を表するものであります。また、議長副議長、議会運営委員長はそれぞれ再任され、総務建設常任委員長には玉木議員、教育民生常任委員長は加納福明議員と議会構成も決まりました。これからは我々執行部と両輪のごとく、町政発展のために邁進していかねばと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 明日から20日まで夏の交通安全県民運動が始まります。例年ですと、この期間に交通安全指導所を開設いたしますが、今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、秋に予定をしております。

	<p>ます。</p> <p>まだまだ梅雨の最中で、鬱陶しい日々が続くようであります。新型コロナウイルス感染症も東京では増え続けていますし、また昨日、岐阜県でも出ました。健康管理には十分ご留意され、議員活動を続けていただきますことをご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>ありがとうございました。これで、閉会式を終わります。皆様ご苦勞さまでございました。</p>